

会長研修会で学ぼう!! 悪質商法、クラブ運営



安江会長と役員による寸劇

1月18日に天白区役所講堂にて令和4年度会長研修会が開催され、各クラブから会長・会員2名ずつが参加しました。この研修会は全クラブ会長のほか、日頃からクラブ内行事での運営に積極的に参加する会員を加えた各クラブ2名の参加で行われ、クラブ運営上の知識習得や能力向上を目指して実施するものです。内容は全3部に分かれており、第1部では悪質商法の被害についての講和を、第2部では老人クラブの運営補助金について、第3部では表山学区・八事山年輪会を構成する各クラブ代表者が「我がクラブ紹介」としてパワーポイントを使って興味深いお話をされました。

今回の研修会で得た知識を会員と共有し、今後のクラブ活動に役立てましょう。



会場の様子

●第1部 講和 「悪質商法の被害に遭わないために」

名古屋市消費生活センター

費生活センターより消費生活相談員・峠田嘉代子さんにお越しいただき、講和が行われました。

通信販売や訪問販売でのトラブルや詐欺、水道などの故障の際に安心して利用できるサービスについてプリントが配布された他、自分のどのような行動が契約行為にあたるのかを知ることができる「契約クイズ」が出題されました。

安江会長と役員の名演による寸劇も披露され、詐欺やトラブルについて、決して珍しいことではなく身近に潜むものとして学ぶことができました。

日々何気なく利用している電車への乗車や、コンビニでのお買い物も契約になるそうです。お金のかかることや、物が壊れる・虫が出るなどの急なトラブルには家族、周りと相談するなど注意深く対応しましょう。

消費生活相談員
峠田 嘉代子さん

●第2部 運営補助金あれこれ

高齢福祉係 美馬係長さんから運営補助金に関する基礎知識や、申請書・精算書のよくある間違いについて解説していただきました。

運営補助金は飲食（弁当）、会員への金品一律配付、慶弔費など個人の利益となるような経費には使えません。茶菓代、参加賞は一人200円以内です。活動の前にこれらの支出確認が大切です。

おわりに「運営補助金を正しく使って各クラブの活動を促進しましょう」とメッセージを頂戴しました。

天白区役所
高齢福祉係
美馬 係長さん

熱心に質問する会員

●第3部 我がクラブ紹介



<表山学区>

発表者：理事・貴田公明さん



<第2クラブ>

発表者：女性リーダー
入子芙美さん

<第3クラブ>

発表者：会長・土井政一さん



<第6クラブ>

発表者：会長・石川淳治さん

第3部では4名の発表者から各地域・クラブの活動の状況について発表していただきました。

口頭での説明の他、パワーポイントを使用するなど、入念に準備し工夫を凝らした発表を聞くことができました。発表者の皆さん、ありがとうございました。

第3部終了後はふりかえりとして安江会長からコメントを頂戴し、研修会は終了しました。

発表をふりかえる
安江会長

<番外編>困った時は相談しよう 消費生活相談センター

●名古屋市消費生活相談電話番号

☎ 052-222-9671（くろーない）

月曜日～土曜日 9時～16時15分まで
祝休日・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く
※土曜日は電話相談のみ。来所相談は実施していません。

●名古屋市消費生活センター公式 HP



(<https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>)
過去の相談事例やクーリングオフ制度など、様々なトラブルや制度の解説をしています。